

令和4年度那須塩原市役所本庁舎敷地における
トライアル・サウンディング募集要項

那須塩原市
令和5年1月

1 趣旨

市有施設の新たな利活用方法や市民サービスの向上及び市有施設を活用した自主財源の確保を図ることについて調査研究するため、トライアル・サウンディングを実施します。

2 トライアル・サウンディングについて

トライアル・サウンディングは、市が利活用を検討する公共施設において暫定利用者を募集し、一定期間暫定的に事業を試行することで、当該施設が有する利用可能性を調査する制度です。

この制度を活用することにより、暫定利用者は、本格運営ではなく一定期間での実施のためリスク負担が少なく参加でき、該当施設を利用したアイデアがニーズやコンセプト等とマッチしているか確認することができます。また、立地、使い勝手、必要な設備、採算性なども把握することができます。

市は、本格利用に向けた課題等の検証や、実施事業の集客力や施設との相性などを確認することができます。

3 事業の概要

(1) 事業名称

那須塩原市役所本庁舎敷地内におけるトライアル・サウンディング

(2) 事業内容

キッチンカーの出店による那須塩原市役所本庁舎敷地の暫定利用を希望する民間事業者（以下「暫定利用者」という。）を募集し、当該施設が有する利用可能性を調査するトライアル・サウンディングです。

(3) 事業実施までの流れ

① 必要に応じて事前相談・現地調査

暫定利用者と事務局とで日程調整の上、随時実施します。

② 暫定利用申請

暫定利用者は、事業の実施を判断した上で、応募に必要な書類を提出します。

③ 内容審査

暫定利用者の資格要件、暫定利用の内容要件に合致しているかなどを審査します。

④ 使用許可

審査を通過した事業は、指定場所について使用許可となります。

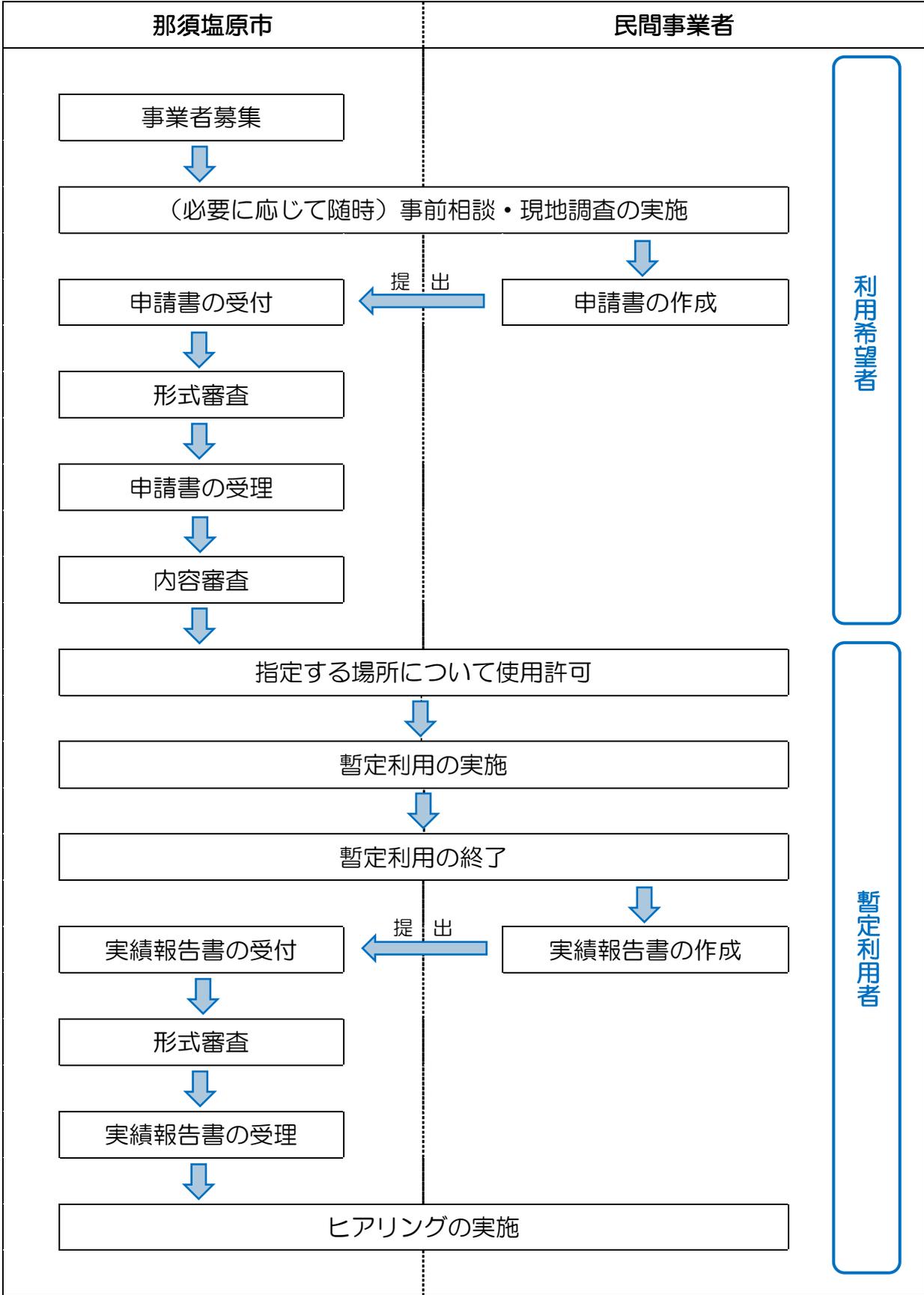
⑤ 暫定利用

許可内容に応じた暫定利用を開始します。

⑥ ヒアリング

暫定利用終了後、暫定利用者は実績報告書を事務局に提出します。また、その資料をもとにヒアリングを行います。

那須塩原市役所本庁舎敷地におけるトライアル・サウンディング実施フロー



4 スケジュール

募集及び審査等は次の日程で行います。各項目における期間について御確認の上、手続等を行ってください。

【スケジュール】

事前相談・現地確認	必要に応じて随時実施 ※出店スペースについては、必ず事前に確認してください。
募集期間	令和5年1月20日（金）～令和5年2月10日（金）
実施期間	令和5年2月27日（月）～令和5年3月17日（金）
ヒアリングの実施	実績報告書提出後に実施

5 募集内容

(1) 出店場所

那須塩原市役所本庁舎正面の中庭（次ページの配置図参照）

(2) 出店形態

販売品目は、酒類を除く飲食物とし、保健所から営業許可を受けたキッチンカーによるテイクアウト販売とします。なお、キッチンカーのサイズは、軽トラックなど軽自動車ベースの小型タイプ又は1 tトラックベースの中型タイプとします。（1.5 t以上の大型タイプは不可）

※出店時において、市役所の電気設備や水道設備等の使用できません。

(3) 実施期間

令和5年2月27日（月）～令和5年3月17日（金）

※使用可能日は土・日曜日を除く。

ただし、庁舎利用上の都合又はやむを得ない事情がある場合には使用を不可とします。

(4) 使用時間

開庁日の午前9時00分から午後5時15分までの希望する時間帯

※搬入・搬出時間を含む。

(5) 費用負担

出店に要する費用は、暫定利用者の負担となります。

(6) 推奨事項（必須条件ではありません）

那須塩原市は、ゼロカーボン・プラごみゼロに挑戦しています。出店にあたり、必要な電力の電気自動車からの供給、リターナブル容器や非プラスチック容器の利用など、環境に配慮した取組に御協力をお願いします。

(7) その他

- キッチンカーの出店台数は、1日1台から3台です。なお、出店可能台数以上の出店希望者があった日については、書類の提出された順番や提出書類の内容（販売品目など）

を踏まえ、出店事業者を調整します。なお、推奨事項に取り組む応募者は、優先的に調整します。

- 出店形態、使用可能日及び使用時間は原則上記のとおりですが、試行実施のため途中で内容を変更する場合がありますので御了承ください。

《出店場所》



住所：栃木県那須塩原市共墾社108番地2

6 応募手続き

(1) 提出書類

利用希望者が提出する書類及び提出部数は次のとおりです。1から3の様式については、市ホームページからダウンロードできます。

提出書類		内 容	様式番号	提出部数
1	庁舎使用許可申請書	事業の基本事項等	規則※様式 第1号	1部
2	キッチンカー出店計画書	事業の概要、出店希望日時等	別紙1	1部
3	誓約書		別紙2	1部
4	食品衛生責任者証又はそれに代わる資格証明書写し			1部
5	自動車による調理営業に係る許可書の写し			1部
6	生産物賠償責任保険（PL 保険）等の保険証書の写し			1部
7	車検証（キッチンカー）の写し			1部
8	販売車（キッチンカー）の写真	キッチンカーの開店状況やナンバープレートが確認できる写真画像		1部

※規則・・・那須塩原市庁舎管理規則（令和3年11月25日那須塩原市規則第56号）

(2) 提出書類の受付

ア 利用希望者は、(1)の提出書類を作成し、募集期間中に事務局まで提出することとします。（募集期間：令和5年1月20日（金）～令和5年2月10日（金））

イ 提出方法は、持参又は郵送とします。持参の場合、提出時間は市役所開庁日（平日）の午前8時30分から午後5時15分までとし、土日祝祭日は受付できません。郵送の場合は、令和5年2月10日（金）の消印有効とします。

(3) 提出書類の提出先（事務局）

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2

那須塩原市 企画部 企画政策課（那須塩原市役所本庁舎3階5番窓口）

電話：0287-62-7315

メール：kikakuseisaku@city.nasushiobara.lg.jp

7 暫定利用者の資格要件等

(1) 暫定利用者の資格要件

- ア 暫定利用者は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO 法人等の法人、個人事業主又は任意団体とします。
- イ 暫定利用者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体をいう。）とし、グループで応募する場合には、利用申請時に利用希望者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。
- ウ 暫定利用者は、市との協議、調整が可能な能力を有し、暫定利用に向けた諸条件の変更等に柔軟な対応ができる者であること。
- エ 自動車による調理営業に関して必要な許可及び資格を有すること。
- オ 生産物賠償責任保険（PL 保険）等に加入していること。

(2) 暫定利用者の制限

次のいずれかに該当する者は、暫定利用者及び暫定利用者の構成員になることができません。応募後においても同様の取扱いとします。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- イ 利用申請書提出時点で、那須塩原市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する団体又はその構成員。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
- カ 市税等を滞納している者

8 留意事項

(1) 暫定利用の内容

- ア 施設使用料
暫定利用者に係る施設使用料は、無料（減免）とします。
- イ 費用負担
暫定利用に係る全ての経費は、暫定利用者が負担するものとします。
- ウ 原状回復
暫定利用後における原状回復に係る費用は、暫定利用者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い

- ア 著作権の取り扱い
提出書類の著作権は利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却いたしません。

イ 無断使用の禁止

利用希望者の提出書類については、トライアル・サウンディングの利用目的以外には無断で使用しません。

ウ 法令等の遵守

提案に当たっては、事前利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

(3) 出店上の注意事項

ア 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。

イ 営業する車には、保健所より交付された許可証の貼付及び市が交付する「許可書」を常に外から見える位置に掲示すること。

ウ 衛生管理を徹底するとともに、キッチンカー及びその周辺を適宜清掃し、周囲の環境美化に努めること。また、排出されたごみは日ごとに持ち帰り、適正に処分すること。

エ 市役所の電気設備や水道設備等の使用できません。出店により生じた排水は、市有地内に流さず、持ち帰りの上、適正に処分すること。

オ 出店による事故、苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を企画政策課に報告すること。

カ 来庁者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。

キ 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。

ク 営業に必要な電気、飲料水等は、出店者が用意すること。

ケ 火器を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。また、消火器を必ず設置すること。

コ 雨天時等のやむを得ない理由により、出店を中止する場合などは、事前に企画政策課に連絡すること。

サ 販売設備の除菌、マスクの着用及び手指消毒等の新型コロナウイルス感染症対策を徹底すること。

シ 本庁舎の使用に関するルール（喫煙場所等）を遵守すること。

ス 不測の事故、トラブル等が発生した場合は、市と暫定利用者が協議の上でリスク分担を決定すること。

(4) 出店上の禁止行為

ア 政治的又は宗教的活動

イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等

ウ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動

オ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動

カ その他、市が本制度との関連性が低いと判断する行為

9 ヒアリング

(1) ヒアリングの実施について

事務局が実施するヒアリングについて、事業者は、協力するものとします。また、出店期間終了後、事業者は、使用実績をまとめた資料を令和5年3月24日（金）までに事務局に提出してください。

(2) 提出書類

提出書類	内 容	様式番号	提出部数
実績報告書	事業継続判断、事業実施利点、事業採算性、課題等	別紙3	1部

- ※添付資料
- ・対象施設の写真（使用前、使用中、使用后）
 - ・収支報告書（任意様式）